

すわほうじん

令和2年11月1日発行 第146号

一般社団法人 諏訪法人会

■ 主な内容

《税務署だより》

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ
令和2年分 年末調整関係の留意事項

《会員見聞録》

100年企業「株式会社 岡谷組」へお邪魔しました

《税を考える週間》

LCV-TV クイズ税金ゼミナール 「けんたくん」初出演

《租税教育事業》

租税教室2校で実施しました

《告知板》

特集「年末調整」

- ・「オンライン」セミナーのご案内 講師 小野 恵 氏
- ・研修冊子「年末調整実務」 QRコード・URL 動画解説付き
- ・国税庁ホームページ(Web-TAX-TV 動画)のご案内

146
2020/NOV.



法人会キャラクター「けんたくん」TV初出演!

 めざします企業の繁栄と社会への貢献

法人会のHPを閲覧しましょう。

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

国税は申告も納税も会社のパソコンで!(イータックス)

～「税を考える週間」～ 令和2年11月11日(水)～17日(火)

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

1. 国税庁ホームページによる広報

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・ 国税庁の取組などを分かりやすく最新のデータで紹介します。
- ・ 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- ・ 国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料などを交えながら説明しています。

2. SNS を利用した広報

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTube の「国税庁動画チャンネル」や国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターで発信します。

3. 講演会の実施や関係民間団体等との連携

本年は新型コロナウイルス感染防止策を徹底しつつ、諏訪税務署管内では下記のイベントを実施します。

日 時	行事名	放送局	主催団体等
11月14日(土) 12:00～、21:00～ 11月15日(日) 12:00～、21:00～ 11月16日(月) 13:00～ 11月17日(火) 21:00～ 11月18日(水) 13:00～ 11月19日(木) 13:00～、21:00～ 11月20日(金) 21:00～	クイズ! 税金ゼミナール 2020	LCV-TV 121 チャンネル	主催：諏訪税務署管内 納税関係団体連絡協議会 共催：関東信越税理士会 諏訪支部

なお、例年開催している下記の行事は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため取りやめとなりました。

- ・ 記念講演会
- ・ 納税表彰式 (なお、式典は取りやめとなりましたが、受賞者への表彰は行います。)

税を考える週間行事 LCV-TV「クイズ! 税金ゼミナール」

法人会から「けんたくん」が出演し視聴者へ税金問題を出しました。

例年、当該期間に行われる、諏訪税務署管内 納税関係団体連絡協議会／関東信越税理士会 諏訪支部共催のクイズ番組。法人会・青申会・納貯連・間税会・資産税・酒造／酒販・諏訪実業チームの6チーム対抗形式のクイズ番組でしたが、コロナ禍の影響で内容を変更し、各団体が個別に視聴者に向けて税金問題を出題し、税務署長が回答と解説を行いました。放送は上記のとおりです。ぜひご覧下さい。

今回法人会から出場者は茅野支部から

(有)深井製作所 深井孝彦さん(けんたくん) 担当
同 社 五味陽子さん(アナウンス) 担当



※残念ではありますが、ご本人自身はTVには映りません。
深井さんの演技、五味さんのウグイス嬢にご期待ください。

全法連 「令和3年度 税制改正に関する提言」を決議

10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、総務省、国税庁、中小企業庁等に提言活動を実施する。

当会も11月以降、地方選出の国会議員や地方自治体首長、議長に対し提言活動を行う。

●提言項目 (要約の詳細は「ほうじん」に掲載)

I：税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化
2. 社会保障制度に対する基本的な考え方
3. 行政改革の徹底
4. マイナンバー制度について

II：中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係
2. 消費税関係
3. 事業承継税制関係
4. 相続税・贈与税関係
5. 地方税関係

I、IIの他に、地方のあり方、震災復興等、納税環境の整備、租税教育の充実 について提言しております。

※全文は当会ホームページ→「税の提言活動」のバナーからご覧ください。

〈 令和3年度税制改正スローガン 〉

- ◆ コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえて、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- ◆ 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税制改革を！

租税教育事業

青年部の租税教室・女性部の絵はがきコンクール募集

9月29日(火) 原小学校 6年生79人 講師：五味部長他2名

10月20日(火) 城南小学校 6年生89人 講師：大郷副部長他4名

今年度は、コロナ禍の影響で学校の休校、集団研修の自粛、又学習指導要領の変更もあり租税教室の実施が見送られていました。

税務署より再度開催の確認により原村の原小学校、諏訪市の城南小学校の2校で実施することができました。また女性部による絵はがきコンクールの作品募集につきましても行われました。修学旅行で訪れる国会議事堂

も今年行き先が県内となり税金の流れ、使い道等現地に学ぶことができない分、法人会青年部では昨年のマニュアルをさらにバージョンアップさせ、理解させるのではなく理解してもらう租税教室ができました。



絵はがきコンクール募集



原小学校



城南小学校

— 企業紹介 —

会員見聞録



気さくな野口社長

社是である「人は真正にして常に健康に留意し節約を旨とし、職場を通じて社会に尽くし仕事は和を以って良く、安く、速くして而も利を望む」を実践して早や100年!

今回は、長野県百年企業<信州の老舗>の一社、総合建設業の「岡谷組」様へお邪魔し、第3代社長の野口行敏様にお話を伺い、1世紀にわたり事業を継続し地域社会に貢献してきた点などを中心にお話いただきました。

長野県内には100年以上の老舗企業が約1,000社あり、日本全体に占める割合で全国7位の多さとのことです。

広報委員 本日はコロナ禍の中インタビューに応じていただきありがとうございます。ところで、本年100周年を迎えらおめでとうございます。100年以上企業が続けていくためには何が必要ですか。

野口社長 社是にもあるように、良いものを、安く、速く、そして真面目にやることだと思います。いまでも創業者野口誦一の教えに従い、身の丈にあったものを積み上げ、タテとヨコの事業展開のもと、小さな失敗を糧に大きな仕事を着実にやることだと思います。

広報委員 岡谷組が建設する建物は公共建造物が多いと感じられますが。何かこだわりをお持ちですか。

野口社長 特にこだわりはありませんが、公共建造物という地元の皆様に喜んでいただくものを作ることが、結果後世に残るものになっていると思います。創業者、私の祖父ですが真面目な人物で当時経営資源(人、物、金)もなく信用もない時代、地元で尽くす、人を仕立てるという信念を持ち続けたそうです。諏訪湖に橋を架けるといった夢のような話も、実際当時の設計図もあり破天荒な人物にも見られますが、地元のために願望を叶えるべく邁進した人物です。「建物は生き物」必ず劣化する旨を丁寧に説明し愚直に物事に取り組んでいる点が、建物、惹いては岡谷組を評価していただいている結果となっています。

広報委員 岡谷組が建てられた建物で昭和11年竣工の国登録有形文化財、岡谷市役所旧庁舎ですが、製糸業の栄華が感じられます。それも当時としては珍しい鉄筋コンクリートと木造の建物であり、亀裂もない状態で残っている点素晴らしいと思います。又岡谷温泉についてお聞かせ願いますか。

野口社長 創業者の道楽とも言われた温泉掘削事業ですね。岡谷に温泉は出ないといわれていましたが、祖父は何本も掘り1400メートル44度の温泉を掘り当て、岡谷市に譲渡、岡谷温泉が誕生しました。どんな時代も総合建設業である気持ちを持ち、諏訪湖の浄化事業、下水道工事、道路工事等展開してきました。

広報委員 野口社長は、100年の歴史の中で、「創業期・戦後復興期・成長期・躍進期・転換期・挑戦期」の流れの中でどの時期が印象的ですか。また一番大変であった時期はいつですか。

野口社長 岡谷組のベースでもある創業期が印象的です。大変な時期は小さな失敗もありましたが、バブル期も身の丈にそぐわない土地売買等投機物には一切手を出さず土木屋に徹し、いつ潰れるかわからないという不安と危機感をいつも持ち続けたことで、会社の存続に係る幾多の時期も乗り越えられました。

広報委員 一番うれしかったことは何ですか。

野口社長 スーパーゼネコンの2次下請けでしか請け負う事ができなかったトンネルの掘削工事の受注が直接できたことです。特にトンネル、ダム、橋梁は建築土木業界では自分たちが造作した形あるものを後世に残すやりがいの一つですから。

広報委員 高度成長期に整備された、道路、橋など社会資本の老朽化に関して、東日本大震災の復興費は5年で30兆円、今回コロナ禍では未曾有の金額が税金から賄われそうですがいかががお考えですか。

野口社長 橋梁に関しては耐久年度を経過したものが地元でも何百本もあり危惧しています。今後地方に適正な受益配分がなされるよう要望して行きます。

広報委員 最後に野口社長はどのような趣味をお持ちですか？

野口社長 趣味はカーリングです。ゲーム中はリスク度に応じ三つ程選択肢をもち試合に挑んでいます。駆け引きが囲碁の世界と似ており、緊張感があり面白いです。また自身も協会長も務めております。

広報委員 本日はお忙しいところありがとうございました。



小坂常務も加わり対談



岡谷市制施行時に落成となった旧庁舎
昭和11年～昭和62年(開庁)

今回、3年を要した「100周年記念誌」を拝読し、県、市町村の重要な公共物を手掛けられており驚きました。私たちの納めた税金が安心、安全な社会の構築に生かされている事、また作り手側には常に夢、プライドがあることに感動致しました。

企業情報

株式会社 岡谷組

岡谷市幸町6番6号 資本金315百万
電話 0266-23-5671 創業大正9年7月

税理士会コーナー

知って納得！教えて税理士さん！

関東信越税理士会諏訪支部
税理士 篠原 仁志



どうして記帳（決算書）するのでしょうか？

1. それではいきなり「三択」です。

記帳（決算書作成）する本当の目的は何でしょうか？

- (1) 税務署のため
- (2) 銀行のため
- (3) 会社のため

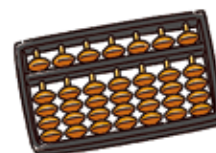
回答はこの文章を読み進めていただき、ご判断ください。



2. 複式簿記の成り立ち

決算書は、複式簿記により、商取引の一つ一つを仕訳に起こして集計されたものです。歴史的にはルカ・パチョーリ(1445年頃、イタリア中部生まれ)により、集大成された複式簿記が、現在世界各国で使用されています。500年以上その原理は変わっていません。

日本においては江戸時代には大福帳による算盤使用に適した独自の帳簿システムが確立していましたが、本格的な複式簿記の導入は欧米からの導入によるものであり、明治6年(1873年)に福澤諭吉により『帳合之法』が最初です。



3. 決算書作成の成り立ち

(1) 決算書作成の目的の現状

我が国の企業の99.7%(2019年度版中小企業白書より)は中小企業であり、そのほとんどが、株式未公開の同族会社です。従って利害関係者に決算書の報告は機能していません。税務申告のために作成していると答える社長さんがほとんどでしょう。

(2) 海外の事例

- ① フランスの事例：フランスでは、ルイ14世の時代に「フランス商事王令」(1673年)を制定して、商人に記帳や決算書の作成を義務づけました。当時、倒産が多く、「破産時に帳簿を裁判所に提示できなかった者は死刑に処す」規定が盛り込まれ、実際に違反者に死刑が執行されました。つまり、正し記帳と決算書の作成(死刑にされないための証拠となる)が倒産を防止し、成長する経営には不可欠であることを今から300年以上前から理解していたのです。驚きですね。
- ② ドイツの事例：ドイツの会計学者レフソンは、「なぜ、外部報告する義務がない個人事業者にまでも年一回の決算を義務づけているのか？それは自己報告のためである。」と。さらに「企業倒産を防止する意図がある。」と。また、ドイツ税法の権威者クレソーは「だらしのない記帳は破産者の特徴である。」と。以上をまとめると「決算書は誰に報告するものでもない、倒産を防止するために経営者が自らに報告するために作成するものである。」別言すれば、健全な経営者にはタイムリーな決算(月次決算を含む)が不可欠であるということです。

(3) 日本の商法の生い立ち

我が国の商法も個人事業者を含むすべての商人に「記帳と決算書作成」を義務付けています。その生い立ちは、1673年商事王令→1807年ナポレオン商法→1861年一般ドイツ商法典→明治23年(1890年)日本商法がドイツ人ヘルマン・ロエスエルによって草案される。→明治32年(1899年)商法→その後幾多の改正→現在の商法・会社法となっています。日本の商法・会社法もこのような歴史的経過をたどり制定・改正され、その精神は、会社を存続発展させるところにその本質を置いています。

4. 記帳（決算書）現代的意義

「農夫とその子どもたち」のイソップ物語は皆さんもご存知の方が多いかと思います。その内容は、宝物を探すため、ブドウ畑を全て掘り返した。けれど宝物は見つからなかったが、翌年ブドウが大豊作となったというお話です。記帳（決算書）をすることは、直接、製品を作ったり、商品を販売したりすることではありませんが、会社の利益・発展に繋がるということです。このことを「**会計で会社を強くする**」と言います。皆さんの答え如何に？



【参考文献：坂本孝司著 会計で会社を強くする 2008年8月5日第1版 (株)TKC出版】

税務署だより

国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)
を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



法人番号 7000012050002

令和2年分 年末調整関係の留意事項

1 令和2年分 年末調整関係の主な改正事項

- (1) 給与所得控除額が**10万円引き下げ**られています。
- (2) 基礎控除額が**10万円引き上げ**られています。
(基礎控除を適用する場合、「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要です。)
- (3) 一定の要件に該当する場合、**所得金額調整控除が適用**されます。
(所得金額調整控除を適用する場合、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。)
- (4) 各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件が**それぞれ10万円引き上げ**られています。
- (5) ひとり親控除又は寡婦(寡夫)控除の改正については、令和2年分以後の所得税について適用されます。
なお、**月々**の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では、**改正前**の控除が適用され、**年末調整**では、**改正後**の控除が適用されます。



2 年末調整手続の電子化(令和2年10月から)について

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を**データで取得**、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が**データで作成**、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先に**データで提供**、
- ④ 勤務先において、提供された**データを基に年税額を自動計算**し、提供された**データを保管**するもので、バックオフィス業務の簡便化ができるようになります。

※詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整電子化に向けた取り組みについて」をご覧ください。



3 年末調整関係用紙について

各用紙に不足等がございましたら、当該用紙をコピーしたものを活用することができるほか、国税庁ホームページからも取得可能です。

また、次の申告書用紙等については入力用ファイルも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上ご利用ください。

- (1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- (2) 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書
- (4) 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書
兼所得金額調整控除申告書



諏訪支部
寄稿

支部ごとに事業や地域の行事などを掲載します。今回は「岡谷支部」です。

コロナ禍の中、いろいろやってきました！

春以降、国や県、市から給付金や助成金など様々な支援策が施行されています。諏訪市でも、諏訪商工会議所や各業界団体から度々要望を行い、7月には「諏訪市プレミアム付飲食券」を発行、9月からは従業員の教育補助金や店舗リフォーム補助金の拡充、商店街イベント活性化事業への支援金などが次々に予算化され、官民一体となってコロナ禍を乗り越えようとしています。

プレミアム付飲食券は、経済的に大きな打撃を受けた飲食店や観光宿泊施設を利用してもらおうと、県内でもいち早く実施。発行総額約2.6億円で、9月下旬に20,000セットが完売しました。飲食券の購入者からは「地元の旅館を初めて使う」、「久しぶりに会う友人との会食に使う」などの声をお聞きし、コロナをきっかけに、改めて地元の魅力や身近な人とのつながりを見つめなおした方も多かったのではないのでしょうか。

最近では、市内の宿泊施設や飲食店等の売上も少しずつ回復してきているといいます。秋以降も、GoToトラベル、信州GoToEatキャンペーン、諏訪市共通飲食券（諏訪市飲食店組合連合会）、商業関係では商連ハッピークーポンなどが発行され、年末年始もお得な仕掛けが続きます。施設では感染対策を行い、「対策推進宣言の店」というシールを掲示しています。利用する私達も健康管理をしっかり行い、万が一に備えて自分の行動履歴も把握し、ウイルスと上手に共存しながら日々の生活を楽しまたいものです。

食欲の秋、忘新年会、どうぞ諏訪のお店へお出かけください。



コロナ禍を一瞬でも忘れさせてくれる、爽やかな諏訪湖

新会員ご紹介 (4月~7月入会)

会員募集中

事業所名	代表者	住所	電話	事業内容
合同会社フルーツワインうまやど	小林 一善	茅野市金沢4182-3	55-4184	ワイン製造販売
大和工業株式会社	大和 五郎	茅野市宮川10970	73-7749	建設業
K-TEC	白鳥 淳	茅野市玉川10968-2	090-7947-3655	建築業

機関紙「ほうじん」秋号、「すわほうじん」146号と一緒に、
研修冊子3冊を配布しました。

「令和2年分からの新しい年末調整実務」

「令和2年度版
会社取引をめぐる税務Q&A」

「令和2年度版
源泉所得税 -実務のポイント-」



※法人会では、都度最新の情報が提供できるよう研修冊子を送付しています。有効にご活用ください。

※QRコード動画解説付き

会員
限定

会報誌への 無料チラシ同封サービス

※約2,600社の経営者の方が会報を見ています!!

- ◆ 封入料金 無料
- ◆ A4サイズ 1社1枚 年2回まで
- ◆ お申込みや詳しい内容のお問い合わせは 諏訪法人会事務局 まで

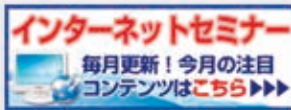
低コストで
高い宣伝効果!

インターネットセミナーのご案内

諏訪法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.suwahoujinkai.jp>

諏訪法人会 で検索いただけます



諏訪法人会ホームページ
トップページ右側にある
このバナーをクリック

▼ セミナー・オンデマンドのページからログイン!



ログインIDとパスワードを入力してログインしてください
ログインID パスワード ログイン

ID・パスワードは

会員 ID:hj0907 パスワード :7810

会員は専用IDとパスワードを入力してログインする
事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

視聴は無料です

会員の方は370タイトル
以上のセミナーが無料で
受講できます

※画面はイメージとなります

8月視聴ランキング

- 1位 テレワーク時代スタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー
- 2位 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策
- 3位 相手を不快にさせない 言葉遣いの実践講座
- 4位 オンライン会議に最適 「Cisco Webexミーティング」活用セミナー
- 5位 職場における管理職の登用と育成の「3つの壁」

新着 情報

- ◆ SDGs を知って新たなビジネスチャンス獲得へSDGsめぐる動き
- ◆ 「顧客は誰か」を問い直す
～コロナ危機を乗り越えるためのマネジメント～ドラッカーに学ぶ
- ◆ 生活リズムを崩さない～睡眠負債解消法 1
- ◆ 57秒の元気術～ヤナことあったら水曜日に水に流そう～

SPOT NEWS スポットニュース

研修会

◇オンラインセミナー(リアル・オンデマンド)
 9/4 15:00~16:30
 講師 安全管理アドバイザー 小久保 晴代
 テーマ 防災・減災セミナー 参加者 21名

- ・諸規則の一部変更について
- ・法人会厚生制度について(委託保険3社)
- ・その他コロナ禍対応の現状について



役員会・委員会・その他

◇理事会・厚生委員会(連絡協議会 9/24)
 今井会長/小笠原委員長
 ・田中新税務署長並びに新陣容について
 ・令和2年度事業の推移と今後の事業について

◇生活習慣病予防検診
 8/31~9/7 6日間 3会場 273人受診

自主点検チェックシートとは?

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック(国税庁後援)」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご利用ください。

○ 点検項目チェック表		Ⅱ 貸借関係(資産科目)			
科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	9/31	/	/
受取手形	12 手形現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の戻物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金	16 補助簿(売掛一覽書)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。
 また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者: 法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

● 告知板 ●

「年末調整」特集 ～総務・経理担当の方必見～

その1. 特別企画 「オンライン」セミナーの開催



小野 恵氏

「2020年の改正点はここ! 年末調整説明セミナー」

- ◆日 時：11月24日(火)16:00～17:30
- ◆講 師：小野 恵氏
- ※オンラインで開催。リアルタイムで質問もできます(チャット利用)
- ※チラシのQRコードからお申込みください。
- 50人限定 チラシは「ほうじん」と一緒に送付済

その2. 年末調整実務 セミナー動画並びに研修冊子のご案内

- ◆冊子:令和2年分からの「新しい年末調整実務」
- ◆冊子裏表紙にあるQRコード、またはURLにアクセスしてご覧ください。
- ※冊子は「ほうじん」と一緒に送付済



その3. 国税庁ホームページ (Web-TAX-TV 動画)のご案内

- ◆当会ホームページ行事予定中の「国税庁HP年末調整説明動画配信中!」からご覧ください。
- ※各項目ごとに12種類の動画があり、丁寧な説明となっています

その4. 書籍のご案内

- ◆源泉徴収実務の総決算はこの一冊で万全!
「令和2年度版 年末調整のしかた」発行:一財)大蔵財務協会
- ※年末調整に必要なすべての事項を分かり易く解説
- ※令和2年度の改正内容及び適用事項を完全網羅
- B5判・480頁・予定価格 2,000円(税込)送料無料
- ※「ほうじん」と一緒に申込用紙を送付済。希望者はFAXにて直接お申込みください。

その5. 動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など、入手・閲覧

当会ホームページ右側バナーより「年末調整がよくわかるページ」をクリックして下さい。

編集後記

今年はコロナ禍の中で、記憶に残る言葉(フレーズ)が色々あった。私が印象的だったのは「新しい生活様式(ニューノーマル)」というフレーズ。今までの生活様式は古く、人とのふれあいを控え密を防ぐのが新しいスタイルなんだと…。

正直いえば、せめて「感染予防のための生活様式」位の軽さで、一時的なものだといって欲しかった。でも残念ながら新型コロナが収束したとしても、今後もある程度暮らしの中でマスクが定着し、大宴会や団体旅行は以前ほど流行らなくなる可能性は高い。

仕事絡みでいえば「非対面型」というフレーズをよく使うようになった。商店や飲食業などのB to C業種だけではなく、企業間取引のB to B業種にも非対面型ビジネスモデルへの転換が求められている。新型コロナの蔓延を防ぐためだけでなく、この先のビジネスの効率化にも寄与するからだ。対面型コミュニケーションが最重要だった時代に戻りたい…という本音はある。でも時代の流れだと思って受け止めるしかないのかも…。

広報委員 藤澤 健一

スイーツオアシスに
ようこそ



割ってみると見た目も霜のよう

〈菓子歳時記〉その11

「おひさまの味がする」
地域銘菓 ご賞味あれ!

初霜の季節

日常が日常でないような日々を感じているが、そんな中でも季節はめぐる。今年も特別春夏が短かったような気がしてきている。一日一日、日が短くなってきて秋、初霜の季節だと思う。霜が今年初め

「うちの母が好きだった」
本号の文と写真の電話打ち合わせで、僕が初霜はどうですかと伝えると、事務局のKさんの笑顔の一言目だった。

て降りるという意味の他に、前号でも少々ふれた「初霜」という地域銘菓の引き合いが増える季節でもあるからだ。初霜は、氷餅に卵白入りの糖蜜をかけ乾燥させた素朴なお菓子。きつと当地方で和菓子作りを生業にしている者は、同じような季節感があるので

氷餅は、郷土食だからか年配の方に好まれると体験的に感じている。何人かのお馴染みさんの名前も思い浮かぶ。幼少の頃よりの身近な甘味なのかもしれない。

氷餅は、時代をさかのぼれば、高島藩から幕府への献上品だった時代もある。もち米を挽いて炊いて、寒中に天日干しで作る工程は天然のフリーズドライ、古くて新しいともいえよう。

食べ方はそのままの場合と、熱湯で溶かして重湯のようにしても食べられるので、離乳食や病中病後の食事にも。味は、糖蜜のおだやかな甘みと氷餅の調和になる。氷餅の味はなかなかいい表しがたいが、だいぶ前にNHKの冬の紀行番組で、原田泰治さんが確かこう表現されていた。「おひさまの味がする」と。これを上回る例えはないなあ、とも覚えている。

法人会会員

「岡谷精良軒」 原昭徳

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律 労務 相談室

1.申し込み方法

- ①相談ご希望の会員の方は電話又はファクスにてお申し込み下さい。
※法人会HPより申込書を印刷して下さい、又は法人会事務所にございます。
- ②申し込み後、別途下記担当法律事務所、社会保険労務士事務所へ電話の上、相談日時等を打ち合わせください。

2.利用できる方

- ①諏訪法人会の会員企業および経営者等。
※同一人の相談は年2回に限らせていただきます。

担当弁護士・社会保険労務士

法律 相談員 諏訪法律事務所 諏訪雅顕 弁護士
相談室 諏訪市高島1-6-9(諏訪法律事務所)

労務 相談員 労務)諏訪労務管理センター
宮坂ひろ子 労務士・木村孝昭 労務士
相談室 諏訪市高島3-1201-90(諏訪労務管理センター)

3.相談内容

- ①企業経営における法律、労務全般。

無料相談時間は1時間までです。

※一社)諏訪法人会が負担します。

◆時間を越えて相談される場合は、相談者の負担になります。

◆相談内容の秘密は厳守いたします。